

議案（２）幹事会（運営会議）の設置について

ひたちなか市障害者自立支援協議会は、令和３年度に「相談支援部会」と「防災専門部会」の２つの専門部会が設置され、障害者が地域で安心した生活を送るための施策を検討してまいりました。その結果、令和４年２月に障害者が安心して避難できる「協定福祉避難所」の協定が締結されました。また、令和５年４月からは地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」が開設され、相談支援体制の強化を図り障害のある方の生活を地域全体で支える体制づくりが開始されました。

今後、障害者を地域全体で支える体制をより良いものにするには、障害者やその家族等のニーズに対応した障害者施策を検討する必要があります。そのためには、「障害者自立支援協議会」と「基幹相談支援センター」の連携が不可欠となります。

【参考】

- 障害者自立支援協議会：障害者に関する課題や地域ニーズを踏まえ、具体的な施策案を検討する。
- 基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点であり、障害者やその家族等の困りごと、要望等の情報が集まる。

この２つが連携するため、障害者自立支援協議会に幹事会（運営会議）を設置することを提案いたします。

【幹事会の役割】

(1)課題や地域ニーズの把握

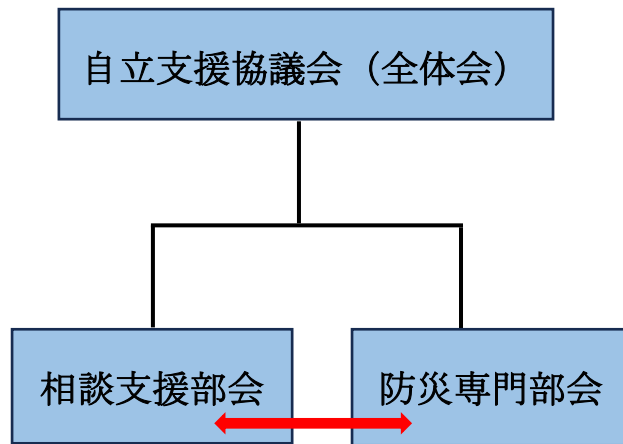
基幹相談支援センターに集まった障害者やその家族等のニーズ等を自立支援協議会へ共有する

(2)部会の支援

各部会への障害者ニーズ等の情報提供及び各部会間の情報共有

【自立支援協議会の組織図】

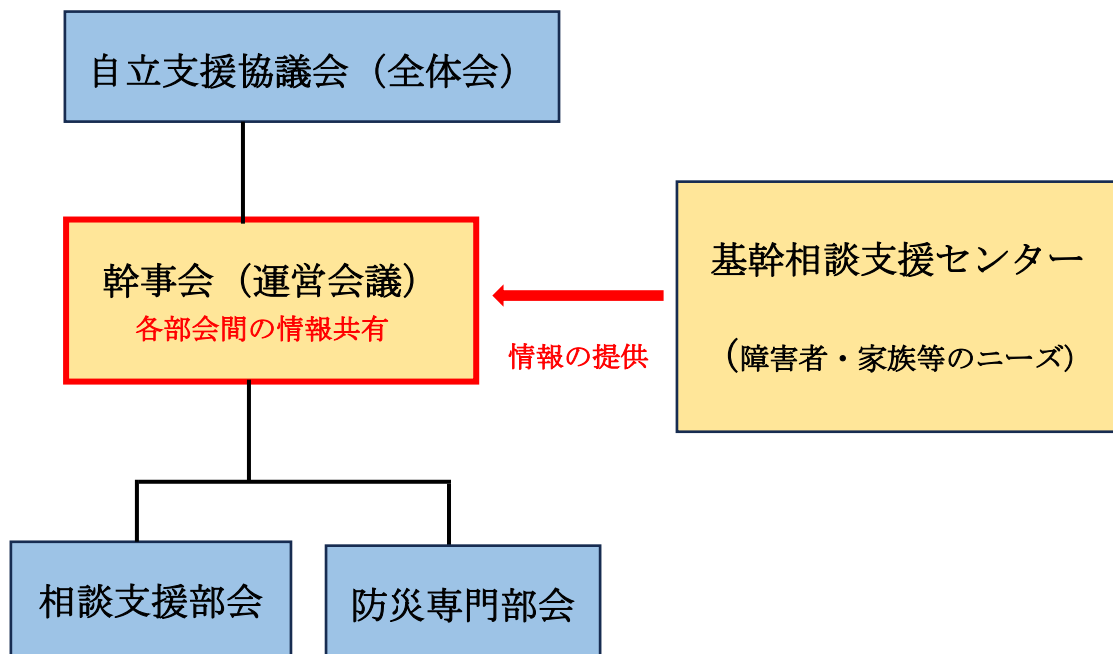
<現在の組織>



各部会間の情報共有が難しい



<今後の組織案>



議案（3）相談支援部会の活動報告について

令和5年7月20日

令和5年度 ひたちなか市自立支援協議会

相談支援部会

1. 令和4年度 相談支援部会実施報告
地域生活支援拠点，基幹相談支援センター，相談支援体制の在り方等について，6回部会を開催
2. 令和5年度 相談支援部会実施報告
第1回部会 令和5年5月12日（金） 10：30～11：45
第2回部会 令和5年7月6日（木） 10：15～11：45
会 場 ひたちなか市社会福祉協議会 基幹相談支援センター内 研修室
3. 相談支援部会、令和5年度の活動について
 - 1) 基幹相談支援センター機能の確認及び要望事項のとりまとめ等
 - ・基幹相談支援センターの4つの機能（①総合的・専門的相談支援、②情報の集約及び特定相談支援事業所等への情報提供、③研修事業、④地域の体制づくり）等が上手く機能しているか、または機能するには何が必要かなど検討していく。
 - ・様式等作成し、相談支援事業所から基幹相談支援センターへ検討願いたいことや、要望等を上げていく体制を作っていく。
 - 2) ひたちなか市障害福祉課、基幹相談支援センター、障害者相談センター、特定相談支援事業所の相互連携、及び必要な情報共有等
 - ・相談に来られた方が、福祉サービス利用に繋がる相談であるかの有無を確認した上で、必要な対応事業所に引き継いでいくことの体制づくり。
 - 3) 児童関係事業所・就労支援事業所の連携強化に向けた取り組み
 - ・基幹相談支援センター機能の一つである「地域の体制づくり」を構築していく中で、ひたちなか市でも事業所の多い、児童分野や就労分野の事業所の横の繋がりを強化していく。

- ・ 普段相談員として各事業所との繋がりがあある中、児童事業所や就労事業所がどのような部分に支援の困難さや、その他の対応で苦慮している部分があるのかなどのアンケート等を実施し、その部分に焦点を当てた研修企画など、研修への参加意欲が高まるよう、基幹相談支援センターと連携し行っていく。

4. 基幹相談支援センター業務において今後も確認していく事項

(相談員からの現在の意見聴取から)

- ・ 対応ケースにおける対応関係機関の連絡方法等の周知。
- ・ 関係機関に働きかけが必要なケース対応の際に同行してほしい。
- ・ 事業所の利用空き情報がすぐ分かる仕組みを作してほしい。
- ・ 専門機関の研修（講師派遣）の機会や、日頃の業務の中での不安事項を相談する機会を得ていきたい。
- ・ 地域の課題抽出。

議案（４）防災専門部会の活動報告について

1. 令和４年度活動の振り返り

防災専門部会の主な構成員は、「ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会」（以下「協議会」という）です。

令和４年度は、災害時における福祉避難所の設置運営に関することを中心に市の関係部局や事業所間で話し合いを実施したほか、市の防災訓練への参加など実践的な取組みを行いました。

① 協定について

令和４年２月、市と協議会の間で「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定の趣旨に賛同した市内５事業所が、災害時に利用者が一時的に避難できる場所を提供する協定福祉避難所となりました。

※「協定福祉避難所について」は、[資料１](#)をご参照ください。

② 防災訓練の実施について

昨年度は、令和４年８月に、市総合防災訓練と併せて協定福祉避難所の開設訓練及び通信訓練を実施しました。訓練実施後、防災専門部会においては、次年度に向けた課題等を検討しました。

【令和４年度防災訓練の概要】

日 時：令和４年８月２７日（土）午前９時～１１時

会 場：協定福祉避難所（市内５事業所）ほか

参加者数：１８４名（うち市職員６名）

2. 令和５年活動報告

令和５年度第１回防災専門部会

日 時：令和５年６月２８日（水）午前１０時から１１時３０分まで

会 場：基幹相談支援センター研修室

参加者：部会員，市障害福祉課，生活安全課，地域福祉課

① 令和５年度防災訓練について

② 今年度の議題について

3. 令和5年度防災訓練について

令和5年度は、協議会会員及び協定福祉避難所が1事業所追加（「なの花」）となり、市内6事業所となります。

昨年に引き続き、市の総合防災訓練と併せて、6つの協定福祉避難所にて避難所開設後の通信訓練を実施することに加え、新たな取組として、協定福祉避難所で備蓄している食料等の物資が不足した場合を想定し、各地域の市指定避難所での物資受取訓練を実施します。各協定福祉避難所において、事業所職員及び利用者の方々、市役所地域福祉課、障害福祉課が参加予定です。

具体的には、はじめに、市、協議会事務局（はまぎくの会）、各協定福祉避難所間において、避難者数の報告等をメールで行います。次に、備蓄品が不足となる状況を想定で、市より指定された地域の指定避難所に食料等を受取に行く訓練を予定しています。

今回の訓練は、昨年度の通信訓練の再検証、指定避難所の把握、指定避難所に従事する市職員への協定福祉避難所の周知などが期待できると考えております。

【令和5年度防災訓練の概要（予定）】

日時：令和5年8月26日（土）午前9時～12時頃

場所：各協定福祉避難所

参加予定：ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会（防災専門部会）、市地域福祉課、障害福祉課ほか

その他：訓練の詳細は、総合防災訓練タイムスケジュール等に沿って、市で計画し、第2回防災専門部会（8月7日）で確認する。

4. 今後について

防災専門部会の今後の取組みとしては、市内の知的・精神障害の事業所に協定福祉避難所の存在及び活動を知ってもらい、協定福祉避難所の拡充に繋げていくことを目的とした研修会の実施を検討してまいります。

また、昨年度から大きな課題となっている災害時の連絡手段について、引き続き検討及び協議してまいります。

○ 協定福祉避難所イメージ図

従来

段階①

指定避難所
(福祉スペース)

段階②

福祉避難所運営事務局
(市福祉事務所)で
調整

段階③

指定福祉避難所
(公共施設)◆従来は、段階①～③の
順番で避難していた。◆障害をお持ちの方からは、
「指定避難所では
一般の方に迷惑を掛けてしま
う」、「通い慣
れた施設に直接避難し
たい」との声があった。避難者
(要配慮者)

協定福祉避難所

指定避難所の避難者(要配慮者)で
受け入れ可能な場合は受け入れる
(市福祉事務所⇄協定福祉避難所で調整)協定福祉避難所閉鎖時(=指定避難
所閉鎖時)に避難者が残っている場
合は、指定福祉避難所で受け入れ◆要配慮者については、
従来の指定避難所への避難
のほかに、協定福祉避難所
への避難も可能となる。

NEW

今回創設

協定福祉避難所の利用者は、
通い慣れた施設へ直接避難す
ることができる

従来の流れ

新しい流れ

協定福祉避難所を設置するメリット

- ☑ 障害福祉サービス事業所の協力を得ることで、要配慮者に対して適切なケアができ、安心して避難することができる。
- ☑ 事業所が避難所となることで、避難が必要な方へ呼びかけをしてもらうことが可能となり、広く避難指示の周知ができる。

